マタニティバッグ及びマタニティストラップの提供事業者募集要領

１　趣旨

安城市において、母子健康手帳の交付時に配布するマタニティバッグ及びマタニティストラップを無償提供していただける民間事業者を１者募集します。

なお、提供事業者の任意で、マタニティバッグに広告付き印刷物を入れることができます。

２　無償提供物の仕様等

（１）規格

	規格	備考
マタニティバッグ	・Ａ４サイズが入る手提げタイプのもの ・母子健康手帳交付時の配布物（Ａ４判厚さ５ｃｍ程度、重さ約 700ｇ程度）を持ち帰るために十分な大きさと強度かつ安全性のあるもの	コットンまたは紙が材料であること。
マタニティストラップ	・縦３～６ｃｍ　横３～６ｃｍ程度 ・厚さ２～６ｍｍ程度 ・ストラップ又はキーホルダー仕様のもの ・厚生労働省指定のマタニティマークを印刷したもの ・妊娠期間中（約１年間）使用可能な耐久性かつ安全性のあるもの	デザイン・色等の基準の詳細は厚生労働省のホームページを参照

（２）配布予定数

各１，８００個

※上記数量は、あくまでも予定のため調整をさせていただくことがあります。

（３）配布期間

令和６年４月１日～令和７年３月３１日

（４）納品場所

安城市子育て健康部健康推進課保健指導係（安城市保健センター内）

（５）納品方法

マタニティバッグとマタニティストラップは別にして納品してください。

（６）納品期間

令和６年３月１日（金）～２２日（金）

ただし、令和６年４月１日以降、配布期間中において配布が途切れることがない範囲において分納を行う場合は、その旨ご提案ください。

また、上記の期間に納品ができない場合は、その旨ご相談ください。

（７）提供事業者の都合により配布期間中に仕様を変更する場合は、あらかじめ変更内容について安城市に通知し、承諾を受けた場合に限り変更することができるものとします。

３　広告の規格

（１）マタニティバッグやマタニティストラップそのものには、広告を掲載することはできません。個別包装された広告付印刷物をマタニティバッグへ入れることは可能です。

（２）広告付き印刷物は、出産や子育てに関連するものとします。

（３）個別包装された広告付印刷物を入れる場合、広告媒体若しくはこれを封入する袋等には「広告」である旨を明示するほか、「安城市が特別に推奨するものではありません。」などの文言を記載することにより、安城市が広告主を応援したり、特定の商品を推奨したりしているといった印象を与えないように配慮してください。

（４）個別包装された広告付印刷物を入れる場合、大きさはＡ４サイズの袋に入る程度のもので、重さは２００ｇ未満に抑えてください。

（５）原則として、年度途中での広告枠の追加や変更は認めません。やむを得ず変更をする場合は、あらかじめ変更内容について安城市に通知し、承諾を得た場合に限り変更することができるものとします。

４　応募資格要件

以下の条件を全て満たすものとします。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当のない者

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

（３）安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）第３条各号のいずれにも該当しない者。

（４）安城市における市税（法人又は個人）並びに料金等の滞納がないこと。

５　応募方法

（１）提出書類

ア　申込書（様式1）　１部

※申込書にある広告掲載料とは、提供事業者に決定した申込者が期日までに市に納付する１年分の料金です。また、提供事業者を決定する選定基準となるものです。

イ　会社概要（パンフレットなど）　１部

ウ　見本又は企画書　１部

エ　掲載予定広告案　１部

オ　他自治体での類似業務の実績がわかる資料（該当する場合のみ）　１部

（２）　提出方法

持参または郵送で提出

（３）　提出期間

令和５年８月１日（火）～１８日（金）

郵送による場合は期間内必着とします。また、持参する場合は、土曜日及び日曜日、祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）とし

ます。

（４）　提出先

〒４４６-００４５　安城市横山町下毛賀知１０６番地１

安城市子育て健康部健康推進課保健指導係（安城市保健センター内）

（５）その他応募における注意事項等

ア　申込書等の準備・作成に要する費用は応募者の負担とします。

イ　提出された書類等の返却は行いません。

ウ　提出された書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しません。

エ　募集期限後の提出・提出物の差換え等は認めません。

オ　４に定める応募資格を有しない者のした応募、申出書等に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

カ　６に定める選定結果に基づく応募者の選定の可否については、各応募者あてに文書等で通知します。

キ　審査の経緯の公表は行いません。

６　提供事業者の選定

（１）提供事業者の選定

申し込みが２者以上あった場合は、広告掲載料を最も高い額で提示した者を選定し、広告掲載料が同額であった場合は安城市の代理抽選による選定とします。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも本要領に定める提供事業者としての適格性を満たしていないと判断された場合、提供事業者を選定しないことがあります。

（２）選定結果通知等

選定結果は、選定結果通知書（様式２）により応募者へ通知します。

（３）理由の説明

通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、提供事業者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面により説明を求めることができます。

ア　書面は持参又は郵送で提出してください。

イ　非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）　受付場所　安城市健康推進課　保健指導係（安城市保健センター内）

（イ）　受付時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）

ウ　回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

エ　回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

７　契約の締結

市は選定された提供事業者と、すみやかに契約の締結をします。

８　留意事項

（１）提供事業者及び広告主は、安城市が広告主に関する市税（市民税、固定資産税など）及び料金等の情報を調査することを承諾した上で応募するとともに、提供事業者が、後日広告主を報告する場合は、広告主からの賦課徴収資料の閲覧承諾書（別紙１）の提出をもって調査への承認を得たこととします。

（２）掲載しようとする広告が要綱の第３条及び第４条の基準に抵触することとなっ

たとき、その他市長が適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

（３）この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、市、提供事業者及び広告主が協議して決定します。

（４）提供事業者は、無償提供物及び広告掲載内容について第三者からの苦情等、何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。

（５）安城市は、無償提供物及び広告掲載内容について、使用途上に広告主等の責に帰する理由に基づき、その使用に不適当な理由が生じた場合は、配布を中止することができるものとします。その場合、提供事業者は、当該無償提供物を回収するとともに、代替物を安城市に提供していただきます。

９　問い合わせ先

〒４４６-００４５
安城市横山町下毛賀知１０６番地１
安城市子育て健康部健康推進課　保健指導係（安城市保健センター）
TEL：０５６６-７６-１１３３
FAX：０５６６-７７-１１０３
E-mail:kenko@city.anjo.lg.jp